

《中津市自主制作放送番組基準》

1. 基本方針

中津市自主放送チャンネルは、放送法第5条(昭和25年法律第百三十二号)に基づき、公共の福祉の増進、文化の向上等を図るため、民主主義の精神に従い、基本的人権と世論を尊び、言論及び表現の自由を守り、法と秩序を尊重して地域社会の信頼にこたえる放送を行う。

放送にあたっては、次の点を重視して、番組相互の調和と放送時間に留意するとともに、即時性、普遍性、多様性などケーブルテレビ放送の特性を発揮し内容の充実に努める。

- (1) 迅速でわかりやすい行政情報の提供
- (2) 正確で生活に役立つ地域情報の提供
- (3) 生涯学習の推進
- (4) 健全な娯楽
- (5) 教育・教養の進展
- (6) 児童及び青少年に与える影響
- (7) 節度を守り、真実を伝える広告

2. 放送基準

次の基準は、自主制作放送番組のすべてに適用する。

(1) 人権

- ア 人命を軽視するような取り扱いをしない。
- イ 個人や団体の名誉を傷つけたり、信用を損なうような放送をしない。
- ウ 人権・性別・職業・境遇・信条などによって取り扱いを差別しない。
- エ 個人情報取り扱いには十分注意し、プライバシーを侵すような取り扱いをしない。

(2) 国際関係

- ア 人種・民族及び国際関係に関する事項は、人種的かつ民族的偏見を持たせることのないよう留意し、国際親善を妨げないものとする。

(3) 宗教・政治・経済

- ア 宗教に関する放送は、信仰の自由を尊重し、公正に取り扱う。
- イ 特定宗教のための寄付の募集などは取り扱わない。
- ウ 政治・経済に関しては、公正な立場を守り、市民に混乱や重大な影響を与えるおそれのある諸問題については、特に慎重を期する。
- エ 法令を遵守し、その執行を妨げる言動を是認するような扱いはしない。
- オ 国の機関が審理している問題については慎重に取り扱い、係争中の問題は審理を妨げないように注意する。

カ 国及び地方公共団体の権威を傷つけるような取り扱いをしない。

キ 選挙の事前運動の疑いのあるものは取り扱わない。

(4) 家庭と社会

ア 家庭生活を尊重し、これを乱すような思想を肯定的に取り扱わない。

イ 社会の秩序、良い風俗・習慣を乱すような思想及び言動は肯定的に取り扱わない。

ウ 公衆道徳を尊重し、社会常識に反する行動に共感を起こさせたり、模倣の気持ちを起こさせたりするような取り扱いをしない。

エ 公安及び公益を乱すような放送はしない。

オ 暴力行為は、どのような場合にも否定的に取り扱い、表現は最小限にとどめる。

(5) 児童及び青少年の健全育成

ア 児童及び青少年の健全育成と人格形成に貢献し、良い習慣、責任感、正しい勇気などの精神を尊重させるように配慮する。

イ 武力や暴力を表現する時は、児童及び青少年に対する影響を考慮しなければならない。

(6) 生涯学習の推進

ア 生涯学習を推進するための番組は、学校向け、社会向けを問わず、社会人として役立つ知識や資料などを系統的に放送し、視聴者が生活の知識を深め、円満な常識と豊かな情操を養うのに役立つように努める。

(7) 表現

ア わかりやすい言葉と文字を用いるように努める。

イ 不快な感じを与える下品、卑わいな表現は避ける。

ウ 人心に動揺や不安を与えるような表現は取り扱わない。

エ 性に関する問題は、まじめに品位を失わないように取り扱う。

オ 細かく点滅する映像や急激に変化する映像手段などについては、視聴者の身体への影響に十分配慮する。

(8) 広告

ア 広告は、真実を伝え、視聴者に利益をもたらすものでなければならず、関係法令などに反するものであってはならない。

(9) 放送の責任

ア 放送は市民の知る権利へ奉仕するものであり、事実に基づいて放送し、公正でなければならない。

イ 取材・編集にあたっては、一方に偏るなど、市民に誤解を与えないよう注意する。

ウ 番組の中で意見を取り扱うときは、その出所を明らかにする。

エ 事実の放送であっても、陰惨な場面の細かい表現は避けなければならない。

オ 番組は、不当な目的や宣伝に利用されないように注意する。

カ 誤報は、速やかに取り消しまたは訂正する。

(10) その他

ア 放送法を厳守し、番組内容の向上に努める。